

事 務 連 絡
平成20年 7 月 23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

メキシコ産とうがらし及びアボカド等の取扱いについて

今般、米国におけるFDA等の検査において、下記の業者が取り扱うとうがらし及びアボカドからサルモネラ菌が検出され、当該業者が自主的に関連食品の回収を行っているとの情報を入手したところです。

これまでに我が国において同一業者からの輸入実績はありませんが、当該業者が回収対象としている下記に該当するものが輸入届出された場合には、当該品の積み戻し等を指導願います。

なお、とうがらしについては、平成20年7月18日付け事務連絡「米国及びメキシコ産トマト及びその加工品等の取扱いについて」により取り扱っているところですが、一連の食中毒事例と同種（S. Saintpaul）のサルモネラ菌が検出された下記1の事例との関連性は現在のところ不明であり、調査継続中であること、また、下記2の事例において検出されたサルモネラ菌は別種であり、一連の食中毒事例との関連は否定されていることを申し添えます。

記

- 1 業者名：Agricola Zaragoza, Inc.（米国）
対象食品：Jalapeno Peppers（メキシコ産）
※2008年6月30日以降に出荷されたもの
- 2 業者名：Grande Produce, LTD. CO（米国）
対象食品
(1) Jalapeno Peppers 及び Serrano Peppers（原産国不明）
※2008年5月17日から2008年7月17日までに出荷されたもの
(2) アボカド（メキシコ産、サイズ問わず）
※ラベル：Frutas Finas de Tancitaro HASS Avocados, Produce of Mexico
Lot number：HUE08160090889